

岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要領

令和3年4月

子ども家庭応援部 子育て施設課

目次

第1章 本要領策定の目的	1
第2章 各補助メニューの交付要件及び算定基準	1
第1 「1歳児配置改善加配補助」	1
第2 「アレルギー対応・食育推進補助」	2
第3 「子どもの健康管理向上補助」	2
第4 「地域子育て支援事業費補助」	3
第5 「特色ある教育・保育推進事業費補助」	4
第6 「保育士休暇取得促進補助」	5
第7 「障害児保育職員加配分補助」	6
第8 「保育補助者雇上強化事業費補助」	7
第9 「保育人材等就職・交流支援事業費補助」	7
第10 「潜在保育士再就職支援事業費補助」	8
第11 「保育所等におけるICT化推進等事業費補助」	8
第12 「保育環境改善等事業費補助」	9
第13 「延長保育事業費補助」	9
第14 「保育体制強化事業費補助」	11
第15 「病児保育事業費補助」	12

(制定履歴)

・ 令和3年4月1日制定

第1章 本要領策定の目的

この要領は、岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金の交付に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）及び岸和田市民間特定教育・保育施設等運営支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、各補助金に関する要件及び基準等必要な事項を定めることにより、円滑な補助金の交付を図ることを目的とする。

第2章 各補助メニューの交付要件及び交付額等

第1 「1歳児配置改善加配補助」

（目的）待機児童が集中している1歳児の受け皿を拡大し、待機児童の解消及び保育の質の向上につなげる。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	下記の要件を全て満たしていること ① 公定価格基本部分で措置される保育士配置基準を満たしていること。 認定こども園にあつては、主幹保育教諭を専任化していること。 ② 公定価格基本加算部分のうち、保育園にあつては「3歳児配置改善加算」、1号認定児童の利用定員を設定している認定こども園にあつては「3歳児配置改善加算」及び満3歳児を受け入れている場合は「満3歳児対応加配加算」の要件を満たしており、更に保育士を加配していること。ただし、満3歳児（1号認定）の利用が無い月は「満3歳児対応加配加算」を要件としない。 ③ 公定価格特定加算部分のうち、保育園にあつては「主任保育士専任加算」の要件を満たしており、更に保育士を加配していること。 ④ 1歳児に係る保育士等の配置基準を1歳児5人につき1人により実施していること。 ※上記要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から本補助金の適用が無いものとする。
要件適合判定方法	公定価格における加算の算定方法に準拠する。 ・保育士の配置状況が記載された職員体制表等を確認し、対象職員の常勤換算による加配人数によって要件適合の可否を判定する。
交付額等	1歳児1人当たり月額8,150円(注1)を単価とし、各月の利用児童数を乗じて算出される額とする。
必要書類	職員体制表（各月、職員の月平均勤務時間数がわかるもの）
交付時期	10月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

（注1）：補助単価については、本市非正規保育士1人当たりの人件費単価を基本として設定したもの

第2 「アレルギー対応・食育推進補助」

（目的）児童が安心・安全な給食を喫食し、質の高い食育を受けることができる環境を

確保する取組みを支援する。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	① 公定価格基本部分で措置される調理員配置基準を満たしており、更に非常勤の調理員を配置していること。 ② 調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は、公定価格において調理員の配置を必須としていないが、非常勤の調理員を配置した場合は、本補助金の要件を満たすものとする。 ※ 上記要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から本補助金の適用が無いものとする。 ※ その他要件に関しては、公定価格における要件に準拠する。
対象経費	公定価格配置基準を超過して加配する非常勤調理員の人件費
交付額等	1日当たり4,060円(注2)（4時間の勤務相当分）に給食実施日数を乗じた額とする。
必要書類	非常勤調理員の雇用契約書等（雇用を証明できるものでも可）
交付時期	10月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

(注2)：補助単価については、本市会計年度任用職員1人当たりの人件費単価を基本として設定したもの

第3 「子どもの健康管理向上補助」

(目的) 嘱託医による健診等の適正な実施を確保し、児童の健康管理の向上を図る。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園・民間地域型保育事業者
要 件	公定価格基本部分で措置される嘱託医・歯科医に加え、耳鼻科医・眼科医による質の高い健診業務を実施し、児童の健康管理向上に取り組んでいること。
対象経費	内科医・歯科医・耳鼻科医・眼科医の配置又は健診に要する経費
交付額等	嘱託医等の配置又は健診に要する経費から公定価格基本部分において措置されている経費を差し引いた額と実際に要した経費を比較して、低い方の額とする。 交付額算出の基本となる額は下記のとおりとする。 内科医・歯科医 各 年額 157,500 円／施設 眼科医・耳鼻科医 各（年額 48,300 円+350 円×対象児童数）／施設
補助上限 算出基準	【保育園・認定こども園】 157,500円(注3)×2(嘱託医・歯科)－202,840円(注4)＝112,160円 …① (48,300円(施設割)+350円(人数割)×対象児童数(注5)×2(耳鼻科・眼科) …② 【地域型保育事業者】 157,500円(注3)×1/6×2(嘱託医・歯科)－202,840円(注4) 1/6＝18,693円 …① (48,300円(施設割)×1/6+350円(人数割)×対象児童数(注5)×2(耳鼻科・眼科) …②

交付額等	① + (②と実際に要した経費を比較して低い方の額) = 交付額
必要書類	耳鼻科医・眼科医の健診にかかる経費を証する書類
交付時期	10月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

(注3)：本市「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に規定する報酬の額

(注4)：公定価格基本部分に措置されている額

(注5)：受診児童数（1号認定児童も含む）

第4 「地域子育て支援事業補助」

(目的) 地域の在宅で子育てを行う家庭を支援し、地域全体の子育て力の向上を図るための取組みを支援する。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要件	<p>下記事業（取組み）のうち、<u>3つ以上</u>を実施していること。ただし、地域子育て支援センターが行う事業を除く。</p> <p>① 子育て相談・指導 地域の子育て家庭に対し、必要な相談、指導、助言等を行い、子育ての不安の解消や負担軽減を図る事業。</p> <p>② 地域交流事業 地域の子育て親子及び子育て支援関係者が参加する、いわゆる園庭開放を行うことで、地域での交流活動に取り組む事業。（年2回以上実施）</p> <p>③ 子育て支援に資する定期的な情報提供 主に地域の子育て世代へ向けた情報を発信し、地域と密着した保育施設の取組みを広くアピールする事業。</p> <p>④ 子育てサークル支援 周囲に親族や知人がいない等気軽に話せる人、相談できる人がいない子育て世代を対象として、情報交換や親同士の交流等を目的とした地域のサークル活動を支援する事業。</p> <p>⑤ 保育所1日体験事業 地域の児童に実際の保育を体験してもらうと共に、保護者にも保育内容を観てもらうことで、児童の集団への滑らかな接続と保護者に対する家庭保育での課題解決に繋がることを主目的とし、ひいては、後の施設入所希望とのマッチングにも寄与する事業。</p> <p>⑥ 絵本とのふれあい事業 地域の児童と保護者を施設に見学会として招き、来訪した児童に絵本の贈呈や読み聞かせ等を行うことを通じ、子どもの想像力向上、親子のコミュニケーション促進等、様々な効果を伝える事業。</p> <p>⑦ 育児講座・育児と仕事両立支援 共働き家庭の増加や核家族化の進行等に伴い、子育てに悩む地域の子育て世代に対して、専門講師を招いた講座の開催、保育士の経験を生かした育児と</p>

	<p>仕事の両立体験談会、家庭での保育に関する相談会の実施等で就労と育児の両立支援を総合的に推進する事業。</p> <p>⑧ 緊急一時預かり事業（小学校低学年児童含む）※他の補助事業重複不可 地域の子育て世代において、出産や急病で緊急一時的に保育できない家庭の児童を小学校低学年までを対象として緊急的に預かることで、食事の提供も含めて支援する事業。</p>
対象経費	<p>上記対象事業（取組み）を実施するにあたり要した経費 （人件費^(注6)、報償費、消耗品費、備品購入費、手数料、通信運搬費（郵送料）、委託料、使用料（会場等借上料）、保険料）</p> <p>ただし、補助対象事業の実施について、保護者からの実費徴収金等他の財源が確保される場合は、補助対象経費から当該財源を控除した額を補助基準額として補助額を算出する。</p>
交付額等	<p>1施設当たり100万円（年額）を上限額とし、対象経費のうち、事業に要した経費と上限額とを比較して、低い方を交付額とする。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業（取組み）実施に要した経費を証する書類（領収書等） ・職員体制表（各月、職員の月平均勤務時間数がわかるもの）
交付時期	<p>3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払</p>

(注6)：人件費については、事業を実施するにあたり、専任の職員等（講師等含む職員は正規、非正規問わず）を配置又は常勤換算で配置（加配）を確認できる非常勤職員等で事業実施に要した人件費相当分を対象とする。

第5 「特色ある教育・保育推進事業補助」

(目的) 創意工夫が発揮された教育・保育の質の向上につながる特色ある取組みを支援する。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要件	<p>下記事業（取組み）のうち、<u>2つ以上</u>を実施していること。</p> <p>～自他を尊重し、豊かな心の育成を図る～</p> <p>① 異年齢児の交流 他施設の園児（異年齢）との交流や小学校低学年生との交流等への取組み</p> <p>② 世代間交流 介護施設や老健施設の高齢者との交流等への取組み</p> <p>～体験を通して学ぶ意欲を高め、活用力やコミュニケーション能力の向上を図り、「生きる力」を育む～</p> <p>③ 体験学習 具体的な体験や事物との関わりをよりどころとして、「なぜ、どうして」と考えを深める中で、実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいく取組み</p>

	<p>～食生活における児童の健やかな体の育成と、保育施設と地域との連携充実を図る～</p> <p>④ 食育推進 地域の農家や敷地内の田畑を活用し、栽培・収穫を行うことを通じて、食育推進へつなげる取組み</p> <p>～夢や国際性を育み、社会の一員として成長できる人材育成を図る～</p> <p>⑤ 各種教室の開催等特色ある保育の実施 外部講師を招いて、児童が芸術・文化に触れて自己啓発の場となるような教室の開催や講演会等を行う取組み</p>
対象経費	上記対象事業（取組み）を実施するにあたり要した経費 （人件費 ^(注7) 、報償費、消耗品費、備品購入費、手数料、通信運搬費（郵送料）、委託料、使用料（会場等借上料）、保険料）
交付額等	1施設当たり100万円（年額）を上限額とし、対象経費のうち、事業に要した経費と上限額とを比較して、低い方を交付額とする。 ただし、補助対象事業の実施について、保護者からの実費徴収金等他の財源が確保される場合は、補助対象経費から当該財源を控除した額を補助基準額として補助額を算出する。
必要書類	・事業（取組み）実施に要した経費を証する書類（領収書等） ・職員体制表（各月、職員の月平均勤務時間数がわかるもの）
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

(注7)：人件費については、事業を実施するにあたり、専任の職員等（講師等含む職員は正規、非正規問わず）を配置又は常勤換算で配置（加配）を確認できる非常勤職員等で事業実施に要した人件費相当分を対象とする。

第6 「保育士休暇取得促進補助」

（目的）保育士（保育教諭）の有給休暇取得を促進することにより、就労環境の改善を図り、保育士確保と離職防止につなげる。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園・民間地域型保育事業者
要件	<p>下記要件を全て満たすこと</p> <p>① 公定価格基本部分で措置される保育士配置基準を満たしており、更に非常勤の保育士を配置していること。</p> <p>② 保育士全員（管理職除く）の有給休暇取得率が30%以上であること。</p> <p>③ 年次有給休暇取得に係る付与日数は当該年の付与日数とすること。 ※前年から繰り越した日数は含めないこと。また、特別休暇等の付与日数は含めないこと。</p>
対象経費	保育士の有給休暇取得のために代替要員として配置する保育士の人件費
交付額等	保育士全員（管理職除く）の有給休暇取得率に応じた交付額とする。

	最低交付額を30万円とし、以後取得率1%毎に1万円ずつの交付額を増額する。上限額は70万円とする。
必要書類	・対象保育士（保育教諭）の年次有給休暇付与日数一覧表 ・対象保育士（保育教諭）の年次有給休暇取得日数一覧表 ・対象保育士（保育教諭）の出勤簿の写し（又はそれを証する書類）
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第7 「障害児保育職員加配分補助」

（目的）本市全体で障害児保育の十分な受け皿確保を進め、住み慣れた地域でインクルーシブ保育を受けることができる環境を整えることを目的とし、客観的かつ合理的な障害判定、障害児保育加配基準及び統一的な基準の下で、障害児保育の実践を支援することにより、質の高い障害児保育を目指す。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	下記要件を全て満たすこと ① 公定価格基本部分で措置される保育士配置基準を満たしており、障害児保育のために、更に非常勤の保育士を配置していること。 ② 「岸和田市障害のある児童の保育実施要領（平成21年1月6日施行）」に基づく障害児を受け入れ、障害児保育を実施していること。
対象経費	障害児加配保育士として配置する保育士の人件費
交付額等	障害児保育を実施する児童（2・3号認定児童）毎に「岸和田市障害のある児童の保育実施要領（平成21年1月6日施行）」で規定する必要保育士加配基準（0.25、0.5、1.0のいずれか）に加配保育士1人当たりの人件費年額2,920,000円 ^(注8) を乗じた額を交付額とする。認定こども園の教育部門を利用する児童（1号認定児童）については、私学助成に準拠し、上記必要保育士加配基準に障害児が1人の場合は人件費年額392,000円、2人以上の場合は人件費年額784,000円を補助単価として算出する。なお、障害児の受入れ時期又は加配保育士の配置時期が年度途中の場合は月割りし、月の途中であるときは、当該月の交付額は月額額の半額とする。 加配上限は加配保育士3人とする。（1号認定児童加配保育士を除く）
必要書類	・職員体制表（各月、職員の月平均勤務時間数がわかるもの） ・加配保育士（非常勤）の雇用契約書等（雇用を証明できるものでも可）
交付時期	10月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

（注8）：専任の保育士若しくは保育教諭の配置又は常勤換算で配置（加配）を確認できる非常勤職員等で、事業実施に要した人件費相当分。補助単価については、本市会計年度任用職員1人当たりの人件費単価を基本として設定。

第8 「保育補助者雇上強化事業費補助」

【保育対策総合支援事業費補助金】

（目的）短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園・民間地域型保育事業者
要 件	保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者であること (1) 保育士資格を有していない者であること。 (2) 原則として勤務時間が週30 時間以下であること (3) 保育に関する40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市町村が認めた者であること。なお、実習の実施方法等については、別に定めることとする。
対象経費	保育補助者の雇上げに必要な費用の一部
交付額等	定員121人未満の施設：年額2,333千円 定員121人以上の施設：年額4,666千円
必要書類	・実施計画書（保育補助者の業務若しくは保育士の業務負担が軽減される内容及び職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組み（保育補助者の配置を除く。）を記載） ・職員体制表（各月、職員の月平均勤務時間数がわかるもの） ・保育補助者の雇用契約書等（雇用を証明できるものでも可）
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第9 「保育人材等就職・交流支援事業費補助」

【保育対策総合支援事業費補助金】

（目的） 保育所等の施設間における人材交流及び保育所等での指定保育士養成施設の実習生の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図り、保育人材を確保することを目的とする。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	実習先となる対象施設の要件 保育実習を受け入れる対象施設（以下「実習受入施設」という。）は、養成施設が実習生に対し、適切に指導等を行うことができるものと認められた施設（「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙2「保育実習実施基準」で定める実習施設に該当する施設に限る。）であること。
対象経費	実習受入費及び実習受入に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）
交付額等	実習生1人当たり 10,000円
必要書類	・実習受入計画書（実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入予定人数、実習生の受入予定時期及び実習内容を記載し、養成施設が作成した実習計画書を添えて提出） ・実習受入実績報告書（実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入人数、受入時期及び実習内容を記載し、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出）

交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払
------	-------------------------

第10 「潜在保育士再就職支援事業費補助」 【保育対策総合支援事業費補助金】

(目的) 離職後のブランクが長くなった未就労の保育士（以下「潜在保育士」という。）が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を試行的に雇用した際に行う研修等に要する費用の一部を補助することにより、潜在保育士が再就職しやすい環境を整え、もって人材確保に資することを目的とする。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	保育士・保育所支援センター及び保育人材就職支援事業においてマッチング事業を実施している市町村（以下「センター等」という。）の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を試行的に雇用する者であること。
対象経費	潜在保育士となっていた者を試行的に雇用した際に、復帰後のフォローとして実施する以下の取組み等にかかる費用 ① 保育所等におけるOJT 等の支援 潜在保育士を採用した保育所等で、当該保育士の指導を担当する主任保育士等がOJT 等の指導を行う場合に、主任保育士等に代わって地域子育て支援等他の業務を実施する代替職員を雇い上げる。 ② 園内研修に外部講師を呼ぶための支援 潜在保育士を採用した保育所等で、当該保育士向けの研修として、外部講師を呼び、園内研修を実施。
交付額等	1人当たり 100,000円
必要書類	・雇用契約書等（雇用を証明できるものでも可）
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第11 「保育所等におけるICT化推進等事業費補助」 【保育対策総合支援事業費補助金】

(目的) 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	① 保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、以下のiからiiiまでに掲げる全ての機能を有するシステムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）であること。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能等保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。 i 保育に関する計画・記録に関する機能 ii 園児の登園及び降園の管理に関する機能 iii 保護者との連絡に関する機能

	② 外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）であること。
対象経費	業務のICT化を行うためのシステム初期導入費用及び翻訳機等の初期購入費用
交付額等	① 業務のICT化導入費用 1施設当たり1,000千円 ② 翻訳機等の購入費用 1施設当たり150千円
必要書類	・購入費用に関する領収書等
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第12 「保育環境改善等事業費補助」

【保育対策総合支援事業費補助金】

（目的）保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行うことにより、障害児保育等の安全で質の高い保育実施を推進する。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要 件	以下のいずれかの事業を実施していること ① 障害児受入促進事業 既存の保育所等で障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業 ② 熱中症対策事業 熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業 ③ 安全対策事業 保育所等において、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業 ④ 緊急一時預かり推進事業 緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業
対象経費	対象事業に関する施設の改修等に要した費用の一部
交付額等	①、②：1事業当たり 1,029千円 ③：1施設当たり 500千円 ④：1施設当たり 32,000千円
必要書類	・実施計画書 ・改修等費用に関する徴収書等
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第13 「延長保育事業費補助」

【子ども・子育て支援交付金】

（目的）就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされる児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

	内 容
--	-----

補助対象	民間保育園・民間認定こども園・民間地域型保育事業者
要件	<p>1. 職員配置</p> <p>配置する職員の数（以下「基準配置」という。）は、乳児おおむね3人につき1名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上とする。</p> <p>基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。※例外規定は国の実施要綱参照。</p> <p>2. 実施要件</p> <p>ア 短時間認定</p> <p>（ア）1時間延長</p> <p>開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。</p> <p>（イ）2時間延長</p> <p>開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>（ウ）3時間延長</p> <p>開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>（エ）開所時間を超えた延長</p> <p>標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること。</p> <p>イ 標準時間認定</p> <p>（ア）1時間延長</p> <p>開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること。</p> <p>（イ）2時間延長</p> <p>開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。</p> <p>（ウ）3時間以上の延長</p> <p>（イ）と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。</p> <p>（エ）30分延長</p> <p>上記（ア）～（ウ）に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上い</p>

	ること。
対象経費	対象事業に関する費用の一部 ※詳細は国の交付要綱参照。
交付額等	国の交付要綱のとおりとする。
必要書類	・実施計画書 ・実績報告書
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第14 「保育体制強化事業費補助」

【保育対策総合支援事業費補助金】

(目的) 地域住民や子育て経験者等地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的とする。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園
要件	<p>(1) 保育支援者の配置</p> <p>① 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。</p> <p>ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃</p> <p>イ 給食の配膳・あとかたづけ</p> <p>ウ 寝具の用意・あとかたづけ</p> <p>エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳</p> <p>オ 児童の園外活動時の見守り等</p> <p>カ その他、保育士の負担軽減に資する業務</p> <p>② 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者とする。</p> <p>③ 保育支援者を配置する保育所等は、以下のいずれかに該当すること。ただし、前年同月の実績がない保育所等は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較すること。</p> <p>ア 保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者(保育支援者を含む)の数と前年同月における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者(保育支援者は含まない)の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。</p> <p>イ 保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士の数の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士以外の者(保育支援者を含む)の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士以外の者(保育支援者を含む)の数の割合以上であること。</p> <p>(2) 児童の園外活動時の見守り等</p> <p>① 保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者</p>

	<p>(いわゆる「キッズ・ガード」)が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握等を行うものとする。</p> <p>② 本業務を行うに当たり、保育支援者は、市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了すること。</p> <p>③ 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日)に留意して実施すること。</p>
対象経費	保育支援者の配置及び散歩等の児童の園外活動時の見守り等に要する費用の一部
交付額等	<p>(1) 保育支援者の配置：1施設当たり 100千円</p> <p>(2) 園外活動時の見守り等：1施設当たり 50千円</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ・雇用契約書等(雇用を証明できるものでも可) ・実績報告書
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

第15 「病児保育事業費補助」

【子ども・子育て支援交付金】

(目的) 児童が保育中に微熱を出す等「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

	内 容
補助対象	民間保育園・民間認定こども園・民間地域型保育事業者
要件	<p>以下の要件を全て満たすこと</p> <p>体調不良児対応型</p> <p>① 実施場所</p> <p>保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。</p> <p>② 職員の配置</p> <p>看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。</p> <p>③ 本事業を担当する看護師等</p> <p>実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行い、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。</p>
対象経費	対象事業に要した費用の一部
交付額等	国の交付要綱のとおりとする。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ・実績報告書
交付時期	3月：概算払 交付額確定後、翌年度5月：精算払

留意事項

- 年度途中の事業開始及び事業廃止の場合は、上記交付時期のとおりではない場合があること。
- 事業完了後、交付額の確定により、返還金が生じた場合には、速やかに市の出納整理期間内に所定の手続きにより納付すること。